

所持品検査の実施について

平成30年1月22日

さいたま地方・家庭・簡易裁判所

裁判所利用者等の安全確保を図るため、さいたま地方・家庭・簡易裁判所庁舎において、次のとおり、所持品検査を実施します。

皆様の御理解と御協力をお願いします。

1 開始日

平成30年3月1日(木)から

2 所持品検査実施場所

A棟及びB棟正面玄関入口(下記図面のとおりに)

3 お願い

- (1) C棟, D棟に御用の方は, B棟正面玄関からお入りください(C棟, D棟には直接お入りいただけません。)
- (2) 入庁の際に, 所持品検査を受けていただくこととなりますので, 時間に余裕を持ってお越しください。
- (3) 危険物の持ち込みは禁止されています。
刃物等(はさみ, カッター, ナイフなど)の危険物は, お持ちにならないよう御協力ください。
- (4) 持参されている手荷物の中をすべて拝見します。手荷物は, なるべく減らしてお越しいただくよう, 御協力ください。

